

平成29年

6月農業委員会総会議事録



欠席の旨、連絡のありました委員さんは、2番、山崎委員さん、5番、杉本秋夫委員さんでございます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、門林会長、議事進行、よろしく願いいたします。

会 長

それでは最初に、本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

23番、田中隆雄委員さん、24番、式森彦人委員さんの御両名をお願いいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、ただいまから平成29年6月の総会を開催いたします。

本日の議事日程につきましては、議案書1ページのとおりでございます。

最初に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する御審議をお願いいたします。

まず、1号、黒石町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、第1号について御説明申し上げます。

物件は、黒石町で、地目は田、1筆、面積は、1,761平方メートルでございます。

譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。

申請地は水稻栽培されており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。

また、申請地は譲受人の自宅から0.1Km、徒歩で3分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機を保有しており、農業従事日数は90日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺には、工場や住宅があり、農薬の散布は極力行わないようにするとのことでした。

以上のことから、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしく願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

黒石町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1 2 番

12番、本田です。現地を確認して、譲渡人、譲受人の双方の申請内容について確認したところ、間違いのないとのことですので、よろしく願いいたします。

会 長

地区担当の本田委員さんから特に問題がないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

続きまして、2号、下宮町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、第2号について御説明申し上げます。

物件は、下宮町で、地目は田、2筆、面積は合わせて、1,495平方メートルでございます。

譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書のとおりとなっております。

また、申請地は遊休農地となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登載はございませんでした。

また、申請地は譲受人の自宅から0.01キロメートル、徒歩で3分の距離に位置しております。

譲受人は、田植え機等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますとのこととです。

以上が、第2号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

下宮町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

21番

21番、納家です。現地を調査した上、双方に確認をとりましたところ申請どおり特に問題ありませんでした。以上です。

会長

地区担当の納家委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、2号につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する御審議をお願いいたします。

1号、平井町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、第1号について、御説明申し上げます。

物件は、平井町で、地目は田、1筆、面積は、336平方メートルでございます。

転用目的、申請人、転用施設物、耕作面積、農地区分、につきましては議案書のと

おりとなっております。

また、農地基本台帳等を確認しても小作人の登載はございませんでした。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満でありますので、2種農地と判断いたします。

転用目的は農家住宅で、申請人は、現在長男家族と居住している住宅が手狭になり、申請人夫婦が居住する分家を建てるものです。

申請人の所有地は全て市街化調整区域に位置しており、他に農家住宅に適した土地がなく申請地を選定したとのことです。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明が添付されているほか、水利組合の同意書が添付されております。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

平井町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1 2 番 12番、本田です。本人と現地で確認して申請内容について確認しております。間違いのないとのことです。よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当の本田委員さんから、特に問題がないとの御報告ございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり承認することといたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件に関する御審議をお願いいたします。

1号、黒石町の物件です。

事務局から説明いたします。

事務局の谷上でございます。

議案書7ページ、第1号について、御説明申し上げます。

物件は、黒石町で、地目は田、3筆、面積は合わせて、971平方メートルでございます。

転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分、につきましては議案書のとおりとなっております。

また、農地基本台帳を確認しても小作人の登載はございませんでした。

立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、譲受人は申請地の近隣で株式会社を営んでおり従業員駐車場として利用していた駐車場との契約が切れ、急遽40台分の駐車場を確保する必要があります、当該地は中山間地域に位置し市街地からも離れており、申請地以外の

土地では事業の目的を達成することができないため申請地を転用するものであります。

行政庁の許認可として、開発に該当しない旨の証明書が添付されているほか、水利組合の同意書が添付されております。

以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

黒石町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1 2 番 12番、本田です。現地を確認して、譲渡人、譲受人の双方の申請内容について確認したところ、申請どおりで間違いありませんとのことですのでよろしく願いします。

会 長 地区担当の本田委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり承認することといたします。

続きまして2号、池田下町の物件です。

事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の谷上でございます。

議案書7ページ、第2号について、御説明申し上げます。

物件は、池田下町で、地目は畑、4筆、面積は合わせて、1,243平方メートルでございます。

転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分、につきましては議案書のとおりとなっております。

また、農地基本台帳を確認しても小作人の登載はございませんでした。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満でありますので、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は、土木建築工事の請負業を営んでおり大阪南部地域での現場の増加により、現在使用しております資材置場が手狭になり、ブロック、足場板等の資材置場が必要になりました。

農地以外で探していましたが、申請地は周辺に農地や住宅もなく、交通の便もいいため、申請地以外の土地では事業の目的を達成することができないと判断し申請地を転用するものであります。

行政庁の許認可として、開発に該当しない旨の証明書が添付されております。

以上が、第2号の申請内容となっておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

池田下町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1 4 番	<p>1 4 番、小林です。現地を確認し、双方について、申請内容について調べましたところ、譲渡人、譲受人ともに問題はないということですので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
会 長	<p>地区担当の小林委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、2号につきましては、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画9件に関する御審議をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>1号、小田町の物件でございます。 事務局から説明をお願いします。 事務局の丸鳩でございます。 議案書9ページ、第1号について御説明申し上げます。 物件は小田町で、地目は田、1筆、面積は、1,057平方メートルでございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。 申請地は、水稻栽培となっております、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。 以上が、第1号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。 小田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
1 番	<p>1番、川端です。現地確認し、貸し手、借り手、双方に確認したところ申請書どおり間違いのないことですので、問題ないと思われま。</p>
会 長	<p>地区担当の川端委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、1号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
	<p>次に、2号浦田町、3号浦田町、4号浦田町の物件につきましては、関連性がございましたので一括御審議のほう、お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>事務局から説明をお願いします。 事務局の丸鳩でございます。 議案書9ページ、第2号から第4号について関連があることから一括で御説明申し上げます。</p>

物件は浦田町で、第2号 地目は田、4筆、面積は合わせて2,483平方メートル、第3号 地目は田、1筆、面積は、1,682平方メートル、第4号 地目は田、2筆で、面積は合わせて2,005平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、野菜栽培・水稻栽培となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。

以上が、第2号から第4号の申請内容となっておりますので御審議をよろしく願います。

会 長 事務局の説明が終わりました。

浦田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

1 1 番 11番、門林です。貸し手借り手に確認いたしました。内容は事務局説明のとおりで、耕作意思もございますので、問題ないというふうに考えます。以上です。

会 長 地区担当の門林委員さんから特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、2号、3号、4号につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、5号、小野田町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務局の丸鳩でございます。

議案書9ページ、第5号について、御説明申し上げます。

物件は小野田町、地目は畑、1筆、面積は、965平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、野菜栽培となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。

以上が、第5号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしく願います。

会 長 事務局の説明が終わりました。

小野田町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

2 5 番 25番、小野林です。貸し手借り手ともに電話確認したところ、円満に話が進んでいるということです。これは継続条件で、別に問題がないと思います。また、現地も見てきましたがトウモロコシを栽培して、きれいにつくっております。問題ないと思います。

会 長 地区担当の小野林委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、5号につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、6号、東阪本町の物件です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書10ページ、第6号について、御説明申し上げます。

物件は東阪本町で、地目は田、1筆、面積は、2,863平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、水稻栽培となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。

以上が、第6号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

東阪本町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

15番

15番、杉本です。過日、現地を確認し、貸し手及び借り手、それぞれに確認しましたところ、双方とも申請に間違いがないとの回答をいただきましたので、本件につきましては、申請を受理するについて何ら支障ないと思われまますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

会長

地区担当の杉本委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、6号につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、7号、観音寺町、8号、観音寺町の物件につきましては、関連性がございまますので一括して御審議をお願いいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書10ページ、第7号、第8号について関連がございまますので一括で御説明させていただきます。

物件は観音寺町で、第7号 地目は田、1筆、面積は、1,160平方メートル、第8号 地目は田、1筆、面積は、987平方メートルでございます。

貸し手・借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。

申請地は、水稻栽培となっており、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。

以上が、第7号・第8号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願

	<p>いいいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
3 番	<p>観音寺町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
	<p>3番、大谷でございます。貸し手は兄弟でございますので、継続でございますので、そのままかっただくことで、相手の方のほうも、貸していただくということで承認を得ておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>地区担当の大谷委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、7号、8号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
	<p>次に、9号、善正町の物件です。</p>
事 務 局	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局の丸鳩でございます。</p>
	<p>議案書10ページ、第9号について、御説明申し上げます。</p>
	<p>物件は善正町で、地目は田、6筆、面積は合わせて、1,977平方メートルでございます。</p>
	<p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p>
	<p>申請地は、水稻栽培となっております、農地基本台帳等を確認した結果、小作人の登録はございませんでした。</p>
	<p>以上が、第9号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
	<p>善正町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。</p>
1 9 番	<p>19番、坂本です。貸し手、借り手、また現地を確認したところ、何も問題ございませんでした。御審議よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>地区担当の坂本委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>御異議がないようですので、9号につきましては、原案どおり決定することといたします。</p>
	<p>次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する御審議をお願いいたします。</p>
	<p>1号、葛の葉町一丁目の物件です。</p>
事 務 局	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局の丸鳩でございます。</p>

議案書 12 ページ、第 1 号について御説明申し上げます。

物件は、葛の葉町一丁目で、地目は田、1 筆、面積は、985 平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。

また、担当委員さんと現地調査を行いましたところ、水稻栽培されておりました。

以上が、第 1 号の申請内容となっておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

葛の葉町の地区担当委員さんから、調査結果の御報告をお願いいたします。

7 番 7 番、山千代でございます。5 月 22 日に、事務局同行の上、現地確認いたしました。特段、問題はございません。よろしく申し上げます。

会 長 地区担当の山千代委員さんから、特に問題ないとの御報告がございましたが、ほかの委員さんで御異議等ございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、1 号につきましては、原案どおり承認することといたします。

次に、議案第 6 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表に関する御審議をお願いいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局の谷上でございます。

平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、説明させていただきます。

こちらは、昨年の活動計画の実績報告に当たるもので、この案件につきましては 5 月運営委員会にて諮らせていただいた案件でございます。

議案書 14 ページをごらんください。

I、農業委員会の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

1、農業の概要及び 2、農業委員会の現在の体制につきましては、昨年の活動計画の内容を記載してございます。

15 ページをごらんください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化。

1、現状及び課題につきましては昨年の活動計画の内容を記載してございます。

2、平成 28 年度の目標及び実績につきましては、集積目標 3 ha に対しまして集積実績が 9.2 ha、うち新規実績は 4.9 ha、達成状況は 307%でございます。

3、目標の達成に向けた活動につきましては、活動計画に対し活動実績は計画どおりとしております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価は、過去の実績を勘案し有効な計画である。活動に対する評価は、成果が見える活動が実施できたとしております。

16ページをごらんください。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

1、現状及び課題につきましては昨年の活動計画の内容を記載してございます。

2、平成28年度の目標及び実績につきましては、参入目標1経営体に対しまして参入実績が4経営体、達成状況は400%、参入目標面積0.5haに対しまして参入実績面積0.9ha、達成状況は180%となっております。

3、目標の達成に向けた活動につきましては、活動計画に対し活動実績としては就農計画、補助金関係の指導補助等としております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価は、過去の実績を勘案し妥当な計画である。活動に対する評価は、計画に対し十分な実績が得られたとしております。

17ページをごらんください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価。

1、現状及び課題につきましては昨年の活動計画の内容を記載してございます。

2、平成28年度の目標及び実績につきましては、解消目標1haに対しまして解消実績が4ha、達成状況は400%となっております。

3、2の目標の達成に向けた活動につきましては、活動計画は記載のとおりであります。活動実績、農地の利用状況調査は調査員数31人、調査実施時期8月、調査結果取りまとめ時期は9月から10月、農地の利用意向調査 調査実施時期は8月、調査結果取りまとめ時期は2月から3月、その次に和泉市が利用意向調査を行っている遊休農地は第32条第1項1号の農地であり調査数は50筆、2.7haとなっております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価は、過去の実績を勘案し妥当な計画である。活動に対する評価は、目標に対し十分な実績が得られたとしております。

18ページをごらんください。

Ⅴ、違反転用への適正な対応。

1、現状及び課題につきましては昨年の活動計画の内容を記載してございます。

2、平成28年度実績につきましては実績は2.1ha、増減は0haとなっております。

3、活動計画・実績及び評価につきましては活動計画及び活動実績は農地パトロール、活動に対する評価は是正に取り組む必要がある。としております。

19ページをごらんください。

Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。

1、農地法第3条に基づく許可事務。

1年間の処理件数が29件（前年度33件）で、全て許可となっております。  
事実関係の確認、実施状況は、申請のあった全件について、申請者等に対し事実関係の確認を行うとともに、現地調査を実施しております。

総会等での審議、実施状況は、許可申請があった全件について法令適合の有無及び申請者等への確認並びに現地調査の結果を報告し、審議に付しております。

申請者への審議結果の通知、実施状況は、許可した29件全てにその旨を通知しております。

審議結果等の公表、実施状況は、審議内容を議事録にまとめ縦覧及びホームページで公表しております。

処理期間、実施状況は、申請書受理日から平均30日でございます。

## 2、農地転用に関する事務。

1年間の調整区域内での4・5条の転用処理件数は22件（前年度35件）となっております。

事実関係の確認、実施状況は、申請のあった全件について、申請者等に対し事実関係の確認を行うとともに、現地調査を実施しております。

総会等での審議、実施状況は、許可申請のあった全件について、法令適合の有無及び申請者等への確認並びに現地調査結果を報告し、審議に付しております。

審議結果等の公表、実施状況は、審議内容を議事録にまとめ縦覧及びホームページで公表しております。

処理期間、実施状況は、申請書受理日から平均30日でございます。

20ページをらんください。

## 3、農地所有適確法人からの報告への対応。

農地所有適確法人からの報告について、管内の農地所有適確法人数は、9法人で、うち報告書の提出があったのは8法人、うち督促を行った法人は1法人、うち督促後に提出したのは1法人となっております。

## 4、情報の提供等。

賃借料情報の調査・提供、農地の権利移転等の状況把握、農地基本台帳の整備については、記載のとおりとなっております。

21ページをらんください。

## VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対応内容。

農地利用最適化等に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務につきましては要望・意見及び対応内容はなしとなっております。

## VIII、事務の実施状況の公表等。

### 1、総会等の議事録の公表。

### 2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出。

### 3、活動計画の点検・評価の公表につきましては記載のとおりとなっております。

以上が、平成28年度の目標及びこの達成に向けた活動の点検・評価で実績報告でございます。

会 長

よろしくお願ひいたします。

事務局の説明が終わりました。

これらに対する何か、質問、御意見等あればお願ひいたします。特に質問、御意見等はございませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、原案どおり公表することといたします。

次に、議案第7号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画の策定に関する御審議をお願ひいたします。

事務局から説明お願ひいたします。

事務局

事務局の谷上でございます。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、説明させていただきます。

この案件につきましても、5月運営委員会にて諮らせていただいた案件でございます。

23ページをごらんください。

I、農業委員会の状況。

1、農家・農地等の概要につきましては、総農家数・自給的農家・販売農家数・農業者数につきましては、2015年の農林業センサスの数字を記入しております。

次に、認定農業者は、農林課調査により、76経営体、基本構想水準到達者、これは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標水準に達している農業者で認定農業者を除くと定義されておりますことから、ゼロ経営体、認定新規就農者として7経営体、これは青年等就農計画制度とも呼ばれておるもので、新たに農業経営に取り組もうとする青年等が自ら作成する就農計画を市が認定するもので、農林課に確認しますと現在、中塚氏・小川氏・奥野氏・廣瀬氏・岩本氏・堀本氏・青山氏の7名となっております。農業参入法人につきましては、農地所有適確法人として8法人と一般法人として5法人で13法人となっております。集落営農経営、これは、集落を構成する全農家のうちおおむね過半の農家が参加し、農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化される政策活動と定義されており、農林課に確認するとゼロとなっております。

次に、農地面積については、それぞれの統計資料等に基づき記載してございます。

2、農業委員会の現在の体制につきましても記載のとおりでございます。

24ページをごらんください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化。

1、現状及び課題につきましては、管内農地面積876ha、これまでの集積面積32ha、集積率は3.65%となっております。これらの数値は、耕地及び作付面積統計における耕地面積の数字を記載してございます。

課題としましては、農業従事者の減少、高齢化並びに農地の分散、所有面積の狭小化、転用への期待感等、さまざまな事由により農地の集積が進みにくい状況にある。としております。

2、平成29年度の目標及び活動計画につきましては、目標、集積面積3ha、うち、新規集積面積1ha、目標案設定の考え方としては、平成23年度から28年度の目標値と集積状況から設定させていただきました。

活動計画案は、広報紙やホームページ等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定制度等の周知を行う、及び農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等を活用した担い手への利用集積を支援するとしております。

### Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進。

1、現状及び課題につきましては26年度・27年度・28年度の新規参入の状況は記載のとおりでございます。

課題につきましては、新規参入者と何らかの理由で耕作できない農家所有農地との結びつきに努め、今後とも、新規参入者の確保に努めていくとしてございます。

2、平成29年度の目標及び活動計画につきましては、参入目標2経営体で、面積は1ha、これは、26年度から28年度までの実績を勘案して策定しており、活動計画は、農地中間管理機構との連携を密にして、情報共有を図っていくとしております。

25ページをごらんください。

### Ⅳ、遊休農地に関する措置。

1、現状及び課題につきましては、管内の農地面積882.7ha、遊休農地面積6.7ha、割合としては0.76%となっております。

課題といたしましては、遊休農地を解消するため、効果的な解消策の検討を行うとともに、農業関係組織のより一層の連携強化が必要となるとしております。

#### 2、平成29年度の目標及び活動計画。

目標、遊休農地の解消面積1ha。目標案設定の考え方、平成23年度から28年度の目標値と解消状況から設定をいたしました。

活動計画、農地の利用状況の調査につきましては、調査員数31人、これは農業委員及び農地利用最適化推進委員26人と職員5人を計上させていただいております。調査実施時期として8月から9月、調査結果取りまとめの時期といたしましては9月から10月、調査方法といたしましては農地パトロールによる。

農地の利用意向調査は11月に実施、調査結果の取りまとめを翌年2月から3月、その他として、遊休農地への指導については、随時実施としております。

### Ⅴ、違反転用への適正な対応。

1、現状及び課題につきましては、現状、管内の農地面積876ha、違反転用面積2.1haとなっております。

課題は、農業者等への周知に努めるとともに、農地パトロールによる監視活動に努めるとしてまいります。

会 長

2、平成29年度の活動計画につきましては農地パトロールとしております。  
以上が、本市農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これらに対する何か、質問、御意見等あればお願いいたします。特に質問、御意見等はありませんか。

(異議なしの声)

御異議がないようですので、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計につきましては、原案どおり公表するものといたします。

以上で、議案の審議が終了いたしました。

次に報告事項に入ります。

26ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借解約1件に関する通知を受理したので、ご報告いたします。

27ページをご参照ください。

次に、報告第2号 農地法第4条第1項第7号による届出の先決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので、ご報告いたします。

29ページをご参照ください。

次に、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理したので、ご報告いたします。

31ページをご参照ください。

次に、報告第5号 農地法の規定による許可取下届出確認について、許可取下届1件に関する届出を受理したので、ご報告いたします。

33ページをご参照ください。

移譲で議案ならびに報告事項の全てが終了いたしました。総括的に何か御質問等ありませんか。

(質問となし)

ないようですので、以上をもちまして6月の総会を閉会させていただきます。

閉会時間 16時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員